

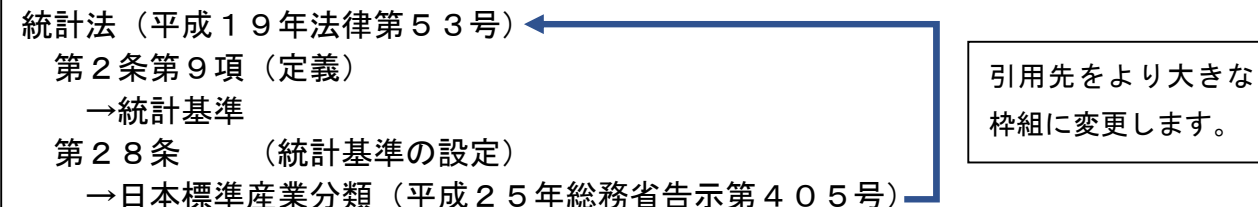
## 日本標準産業分類の改定に伴う地区計画の引用元の変更について

## 1. 日本標準産業分類とは

日本標準産業分類とは統計法の考え方であり、地区計画で建築できる建築物を示すために引用しています。

その日本産業分類が令和5年に256号に改定され、今まで引用していた平成25年の405号が使用できなくなるため、引用していた部分の変更が必要になります。

しかし、日本産業分類の改定は昭和24年の制定以降今回で14回目であり、更新の度に地区計画の変更手続きを行うことは煩雑であるため、日本産業分類が属している統計法自体を引用先に変更します。



## 小野南部・上砥山工業団地地区地区計画

建築物の用途の制限	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1 工場 2 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第1項に規定する流通業務施設 3 倉庫（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの）に規定する大分類に掲げる業種のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業を営む事業所の用に供するものに限る。） 4 事務所（日本標準産業分類に規定する大分類に掲げる業種のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業を営む事業所の用に供するものに限る。） 5 前各項の建築物に附属するもの
-----------	--

## 栗東東部地区工業団地地区地区計画

建築物等の用途の制限	建築することができる建築物又は建設することができる工作物は、次に掲げるものとする。 1 工場 2 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第1項に規定する流通業務施設 3 倉庫（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの）に規定する大分類に掲げる業種のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス熱・供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業を営む事業所の用に供するものに限る。） 4 事務所（日本標準産業分類に規定する大分類に掲げる業種のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業を営む事業所の用に供するものに限る。） 5 都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物 6 前各項の建築物又は工作物に附属するもの
------------	---

## 今後の流れ

- ◆令和5年12月～令和6年1月：計画案の縦覧
- ◆令和6年2月：都市計画審議会（審議）
- ◆令和6年3月：地区計画決定（変更）